

## 東京藝術大学利根川荘利用心得

(平成20年3月19日)  
副学長(教育担当) 裁定

◎東京藝術大学短期宿泊施設「利根川荘」利用規則(平成5年9月30日制定、以下「規則」という)第12条に基づき、本心得を定める。利根川荘を利用する者は、次に掲げる事項を守ること。

1. 利根川荘の宿泊は、取手校地勤務者以外の教職員及び取手校地通学者以外の学生の利用を優先させる場合がある。
2. 規則第4条第2項に定める利用申請の予約は、利用開始日の10日前の11時以降から受け付ける。なお、申請は、同条同項の規定にかかわらず、指導教員の承認を得て、利用開始日の2日前までに、学生支援課又は取手校地事務室へ提出することができる。また、利用当日の申請は、原則として認めない。
3. 規則第4条第3項の定める利用は、大学が行う国際交流、地域連携事業及びその他本学の教育研究活動推進のため、教職員の申請に基づいて行われる活動に限る。
4. 規則第6条に示す利用期間は、月曜日から木曜日までの4泊以内とし、金曜日から日曜日、祝日及び翌日が休みとなる日は宿泊できない。なお、副学長(教育担当)が許可した場合でも、利用期間は原則として1週間以内とし、長期の宿泊はできない。
5. 宿泊は相部屋を原則とし、部屋の指定及び許可のない交換はできない。
6. 教職員宿泊室は、同一人物が毎週連続して宿泊することはできない。なお、客員講師、研究員を優先して泊める場合がある。
7. 学生の利用は、指導教員の監督のもと、学部3年生以上の者が申請できる。
8. 集中講義を理由とする学生の宿泊は、原則として許可しない。
9. 学生が、教育計画上の理由により、夏休み、冬休みなどの休み期間中の宿泊を希望する場合は、申請書にその旨を明記した指導教員の理由書を添付するとともに、事前に指導教員から取手校地事務室へ連絡を入れるよう依頼すること。
10. 入所の際は「利用許可書」を身分証明書又は学生証とともに取手校地事務室に掲示すること。
11. 鍵の受領は、取手校地事務室で利用開始日の11時から16時までに行うこと。その他の時間の場合は、あらかじめ学生支援課又は取手校地事務室に申し出ること。原則として16時以降に入所し、11時までに退所すること。なお、退所時には、取手校地事務室又は利根川荘玄関にある「部屋鍵返却ポスト」に鍵を返すこと。
12. 上下シーツ・枕カバーは、利根川荘玄関フロアで各人1袋ずつ受領し、寝具を清潔に保つために、必ず使用すること。
13. 利用許可を受けた目的以外に利用しないこと。なお、知人・友人等の宿泊の許可を受けた者以外の者を宿泊させないこと。
14. 宿泊期間を遵守すること。
15. 利用経費は、あらかじめ上野校地の学生支援課で納入すること。ただし、学生支援課において認めた場合は、取手校地事務室で納入手続きをすることができる。取手校地事務室で納入手続きをする場合は、宿泊当日の11時から16時までに行うこと。
16. ベッドメイキング及び宿泊室内の清掃・整頓は各人で行うこと。
17. 男女の区別を守ること。

18. 火災を起こさないように心がけ、特に補食室、たばこ等の火の始末については、細心の注意を払うこと。
19. 事故及び盗難の防止に留意すること。
20. 補食室、放送設備の使用時間、入浴・消灯時間等については、経費削減のため、また、お互い迷惑にならないように各人が留意すること。
21. 建物・工作物及び設備備品を損傷しないように注意し、保全・整頓に努めること。なお、それらを損傷した場合は、取手校地事務室に申し出て弁償すること。
22. 補食室、トイレ、風呂場を清潔に保ち、衛生管理に努めること。
23. 退所の際は、宿泊室を清掃したのち、使用済みの上下シーツ・枕カバーをたたんで、利根川荘玄関フロアの返却場所に返すこと。
24. 規則等を守らない者については、以後の利用を認めないことがある。
25. その他、利用に関する必要な事項は係員の指示に従うこと。

この心得は、平成20年3月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。